

事前相談 Q & A		
No.	質問	回答
<b>運営について</b>		
1	何時までの開所を求められるか。	19時までの運営は必須としており、それ以上の時間延長は事業者の判断となる。
2	土曜日を含めて資格保持者は必要か。資格保持者がいない時間があっても良いか。	土曜日のように人数が少なくても受け入れる以上は必要となる。
3	英語や体操教室のような有料の習い事は実施しているのか。	提案型であれば認めているが、認可保育所等活用型については認めていない。有料であっても基本活動の拡充に寄与するものであれば認めている。(課外活動や体験等)
4	学童児が園児と一緒に遊ぶ上で制限あるか。	学童のスペースを設けるとはもちろんだが、園児と一緒に活動したり共有することは問題ない。保育園内で学童クラブを実施することのメリットを活かしていただきたい。
5	衛生管理や感染症対策は保育園のガイドラインに沿えばよいのか。	基本的に問題ないと考えるが、必要に応じて学童児童に対応していただきたい。
6	安全計画は保育所と学童で別に策定が必要か。	個別に策定が必要である。共通する部分はそのまま準用してもらってかまわない。
7	保育園に苦情管理体制はあるが、学童はそれと合わせてよいのか。学童の施設長が管理者となるのか。	世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例において、「放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。」としている。基本的には保育園と学童は分けた体制が必要と考えるが、保育園と合わせる合理的な理由があればよい。
8	想定している学童の部屋に小荷物専用昇降機があるが、子どもの安全上問題ないか。	児童が勝手に操作できないような安全性が確保されていれば問題ない。
9	最低限、施設で整える環境はあるか。	ランドセルロッカーは新たに必要になる。1年生向けのおもちゃなども必須であり、児童と職員が増えることにより必要な設備は整えていただく。
10	要綱1に開所時間8時間以上とあるが、いつを想定しているのか。	基本は土曜日、夏休みを想定する。平日は(3)のアを想定している。新BOPでは12時～19時まで運営しているため、1時間分の補助と想定している。また、土曜日・夏休み等は8時～19時となるので3時間分と想定する。
11	学童児が調子悪くなったときに保育園の事務室で静養することは問題ないか。	問題ない。
12	学童クラブを2部屋に分けることは可能か。	学童クラブの専用スペースであれば、問題ない。
13	ホール等を学童用のスペースとして使用する際には、何で仕切ればよいのか。	簡単に移動できるような簡易的なパーテーションは不可となる。個室である必要はないが、学童事業として運営が支障なくできることが条件となる。迷うことがあれば事前に相談いただきたい。
14	夕食を出す必要はあるのか。	事業者判断となる。
15	昼食の提供は可能か。	問題ない。
16	ランドセルロッカーはどの程度の大きさか。	基準はないが、ランドセルや他の荷物が収納できるスペースが望ましいと考える。ランドセルロッカーについては、他の場所を活用することも可能。
17	平日の午前中、子どもがいない時間の扱いはどうするのか。	学童クラブは基本放課後となるので、夏休みを除いて児童はいないと思われる。その前の準備などがあると思うが、基本は12時あたりからを想定している。
<b>定員、受入について</b>		
18	10人定員でよいのか。	リスクとして補助金は定員数ではなくその月の登録児童数によって支給される。補助事業のうち、都型学童クラブ事業に関しては、BOPに移る等の理由で児童数が減って10名に満たない場合は補助金がもらえないこともあることを認識したうえで定員設定をしていただきたい。
19	優先受入校の児童で定員の8割を満たさなかった場合、2次募集で私立校の児童を受入てもいいのか。	問題ない。一次募集でも2割の範囲内であれば、受け入れは可能である。
20	定員以上に受け入れても構わないか。	原則として定員を上限に受け入れを行っていただく。大規模校の受け入れでかつ施設の要件が整っているなどであれば、相談していただきたい。
21	受入を優先受入校のみとすることは可能か。	優先校から8割以上受け入れれば問題ないので、10割にすることは可能。
22	定員を超えた場合、待機枠を用意することは可能か。	可能である。
<b>送迎について</b>		
23	送迎する職員は放課後児童支援員の資格を持った人が最低1人必要か。	引率者を無償ボランティアのみとすることはできないが、資格を持った人を必須とまではしていない。非常勤職員でも可能である。
24	送迎は全ての小学校に行かなければいけないか。	原則として全て必要。ただし、国立・私立の児童については送迎の対象外となる。また、保護者、児童、事業者において、学校から施設までの引率が不要であると合意できた場合は、引率を不要としても差し支えないものとする。また、優先受入校以外の受入について、職員体制が確保できないことにより送迎ができないことを理由に入会を断ることは差し支えない。
25	送迎不要の場合、保護者の同意書は必要か。	法人の判断となる。
26	帰るときの引率は不要か。	不要であるが、新BOPと同様に、延長利用時には保護者のお迎えが必要となる。
27	送迎に当たり、児童の待機場所はあるか。	事業者決定後、小学校や新BOPと調整をしていただく。
28	引率は2名となるのか。	人数に応じてなるが、10名となると2名。ただ、保護者等との同意の上、引率をなくすることは可能。
29	送迎は時間を決めて対応する形か。	1年生のみとなるので、待機場所を決めて通常1回の送り迎えで対応できると考えている。ただし、BOP利用をする児童がいる場合は、その児童の送迎も願っている。
30	送迎する職員については、保育園の保育士が行くことは可能か。	余剰人員であれば問題ない。ただし、対象の職員が保育課へ申請している補助対象経費に含まれている場合はそれと切り分けること。
<b>職員配置、勤務体制について</b>		
31	職員配置における「常勤職員」「補助員」の定義をご教示ください。正社員、契約社員・非常勤職員(専任等)の雇用形態種別の指定はありますか。また、契約社員・非常勤職員の場合、所定労働時間(120時間以上等)の定めはありますか。補助員は無資格でも可能という認識でしょうか。	下記のとおり定義している。補助員は無資格でも可能。常勤職員:原則として、一年以上引き続き雇用されることが見込まれ、1週間の所定労働時間が週30時間以上(1日6時間以上)かつ月20日勤務している者であり、就業規則の直接適用がある職員(派遣職員は含まない。)非常勤職員:上記常勤職員以外のすべての職員になり。人材派遣法上の派遣職員も非常勤に含むこととする。
32	保育職員が8時間の勤務のうち、3時間学童クラブで勤務することは可能か。	余剰している人員であれば可能である。ただし、学童クラブでの勤務時間と按分することで保育所管より交付されている補助金がもらえないことにならないよう注意していただきたい。
33	雇用契約書について1名の職員に対して、保育園と学童用それぞれ雇用契約書を作成する必要があるか。	区ではそこまで求めない。一つの雇用契約書内で明記してもらってよい。時間按分などはそこで明記すれば問題ない。
34	施設長とはどのようなものか。	保育園の施設長とは別に、学童クラブ事業の責任者となる。
35	施設長候補者(学童事業責任者)は常勤として換算してよい。また、施設長候補者(学童事業責任者)の資格は何か必要か。	常勤として換算してよい。また、放課後児童支援員の資格は取得していただきたい。
36	放課後児童支援員認定資格はどのような要件があるのか。	保育士、教員免許、児童福祉施設での経験等の要件がある。
37	非常勤は資格がなくてもいいか。	配置されている職員のうち、2名のうち1名がもっていればよい。
38	常勤1人が有資格者でもそれだと、休めないの2名以上は有資格者が必要か。	夏休み等で一日育成となると開所時間が11時間と増えることから、そこを見越した有資格者の配置が必要となってくる。
39	施設長候補者(学童事業責任者)は保育園長と兼務可能か。	兼務はできない。
40	調理職員の共有は可能か。	可能である。
41	通常日の午前中は人員配置しなくてもよいのか。	学童は12時～19時で開所してほしいのでなくてもよい。
42	土曜日は1日2人配置する必要があるという認識でよいのか。	その通り。
43	放課後学童クラブ育成支援体制強化事業に関して、東京都学童クラブ事業実施要綱別添10-3事業内容(1)に「別添1の5の(1)に基づく職員体制に加え、運営事務等を行う職員の配置等を行う。」とあるが、支援員が運営事務等を行った場合は当該事業の対象となるか。	本事業は支援員が育成支援に専念できるよう周辺の業務を行う職員を配置した場合の補助となる。ただし、各市町村が条例で定める職員配置基準を満たした上で、支援員等を本事業の対象職員とすることは差し支えない。その場合、雇用契約書等により支援員等として従事している時間との区別を示せるようにしておくこと。
44	10時～12時まで2時間程度空白があるので、勤務時間を保育園に合わせることは可能か。	切り分けをするのであれば、宿舎借上げ制度等があると思うので、学童クラブと保育園の働く時間を案分しても問題がないか保育課へ確認いただきたい。
45	10時以降に職員の人数が少なくなると、児童と園児とまとめて見ることは可能か。	保育、学童の両配置基準を満たしていれば、同じ部屋で見ることが可能だが、預かる人数が少ないからと言って配置基準を割ることはできない。
46	施設長は常勤職員となると思うが、当法人に学童クラブとしての就労規則がないため、新規で作成することになる。何かきまりはあるか。	保育士の就労規則に学童クラブの職務内容を追加するか、学童クラブ用の就労規則を作成するか等、方法はあると思われるが、区から提示するものではない。

補助金、補助制度について		
47	優先受入校からの児童受入が8割に満たない(優先受入校7割、それ以外3割などといった)場合、補助金に影響はあるか。	登録児童数による変動はあるが、優先受入校の割合による影響はない。
48	保育園勤務割合を8、学童勤務割合を2としたとき、保育の処遇改善補助、宿舍借上げ補助は対象になるか。	勤務時間の要件があるのでそれを下回ると対象にならない。要件を下回らないか?余剰人員であれば問題ない。詳細は保育課に確認を。
49	開設準備経費にかかる補助は今年度の支払いか。	早めの実績報告を提出していただければ年度内に支払える。年度末間際だと4月にずれ込むこともある。なお、実績払いとなる。
50	学童クラブに宿舍借上げ制度等の補助はあるか。	宿舍借上げについての補助はない。
51	要綱の3では送迎が480万となっていたが、試算額が240万となっていたがどのような理由か。	運営費補助要綱の480万円という数字は80名定員等の大規模な提案型向けのもの。今回は試算額にある通り、240万円となる見込み。
52	環境改善事業について、500万が上限ということか。	その通り。それ以上の額は事業者負担。また、500万円に満たなければ実費額となる。
53	要綱5(1)「家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置1,678,000円」とはどのようなものか。	対象要件については東京都学童クラブ事業実施要綱 別添6放課後児童支援員等処遇改善等事業を確認いただきたい。なお、本事業を実施するための専任を雇う必要はない。
児童募集、要配慮児童について		
54	児童の募集時期はいつか。	毎年9月から実施していただく。
55	就労と疾病はどちらが優先か。	「どちらを優先してください」というものはない。入会基準については、事業者で作成していただき、公平性があれば問題ない。
56	児童募集は区HPや新BOPで掲載してもらえるか。	募集については区でも協力させていただく。保護者説明会は各事業者で実施していただく。
57	要配慮児童の認定方法は。	対象児童：要件①及び②(又は③)を満たす児童 申請方法：対象児童一覧及び児童表(区様式、加工可)の提出 審査方法：申請書類による書類審査 要件① 保護者から児童表が提出されていること 要件② 以下a~e のいずれかに当てはまる場合 a 就学相談を受けて判定を受けている児童(すまいるや支援学級、特別支援学校に通級・通学している児童) b 愛の手帳・身体障害者手帳をお持ちの児童 c 「ぶらみんぼー」と及び「げんき」(世田谷区発達障害相談・療育センター)、児童発達支援施設、放課後等デイに通所している児童 d 医師の診断を受けている児童 e 昨年度、対象となった児童 要件③ その他、区が認める場合
58	障害をお持ちの方について、応募者が多数の場合、受け入れを断ることは可能か。	受け入れていただくことが前提だが、職員体制などによっては対応できないこともあるので、断ることは可能である。
利用料について		
59	給食とおやつは費用は5,000円に含まれているのか。	おやつは5,000円に含まれている。給食は実費相当分で徴収してよい。
60	毎月の利用料は事業者が集めるのか。	お見込みのとおり。
長期休みの利用について		
61	夏休みにボランティアとして2~3人の児童が来て一緒に遊ぶことは問題ないか。	問題ない。
62	夏休みについては、学校から送迎か。	夏休みは自宅から子供たちが通うことになる。あくまで対象は放課後のみ。学校のプール利用についてはお願いしたい。
63	夏休みに学校のプールはあるのか。また、送迎は必要か。	学校によって開催日は異なるが、プールを開いている日はある。プールは教育活動の一環であるので、行きと帰りの送迎をお願いする。
64	長期休みのイベントは園児と一緒にやることは可能か。	可能である。
入札について		
65	工事の入札にあたり、随意契約の手法を取ることは可能か。また、区の職員の立ち合いは必要か。	原則として競争入札を実施していただく。やむを得ず随意契約が必要となる場合は、事前に区へ協議していただく。なお、時間がないなどの理由による随意契約というのは不可である。 入札時は区職員も立ち合いをする。入札については、選定後に詳細をお知らせする。
66	内装業者を選定するにあたって選定する事業者のランクなどはあるか。	そのようなものではなく、事業者の判断で要件を求めることは可能である。
その他		
67	2年生に進級する児童の預け先はどうなるのか。	新BOPには定員がないので要件さえ満たせば入会できる。保護者説明会でもしっかりと説明していただきたい。
68	会計上、保育園と学童あわせて1拠点という扱いでいいか。別拠点が必要か。	そこまでは求めない。
69	障害児受入推進事業について、専門的知識を有する職員とは何か。	保育園での勤務実績や受講した研修等を総合的に見て区が判断する。
70	小学校の授業は何時ごろ終わるか。	給食は始まる前であれば12時過ぎ。5限が始まれば14時頃となる。
71	水道光熱費は分けて計上できるか。	分け方は難しいと思うが、按分するなどして分けていただく。
72	来年度以降は募集するのか。	現時点では断言はできないが、現在の計画では令和10年度までに1200人分を確保する予定。(提案型含む)
73	応募要件に指導検査の結果も反映されると記載されていた。指摘を受けた場合、審査に影響するのか。	募集要綱にも記載のとおり、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同等の取り扱いとなる。